

# 色麻町

## 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

### 目 次

I	計画の基本的事項	1
II	高齢者を取り巻く現状と課題	3
III	計画の基本的な考え方	5
IV	健康増進と社会参加の推進	6
V	介護予防の推進と自立支援	6
VI	支え合いと連携の推進	7
VII	高齢者が住みよいまちづくり	7
VIII	介護保険事業の安定的な運営	8

### I 計画の基本的事項

#### 1. 計画策定の趣旨

本町では、「色麻町第5次長期総合計画（令和3年度～令和12年度）」において「自然を愛し、人が輝き、夢のある持続可能なまちづくり」を基本理念とし、保健・医療・福祉分野の将来像「健やかに生きるチカラ」を掲げ、「心身ともに元気で笑顔が絶えない町」の実現に向けて各施策を推進しています。そして、その分野計画である「色麻町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において「高齢者が笑顔で暮らせる町」を基本理念として、「地域包括ケアシステム」の深化を図り、介護サービスの充実と高齢者を支える地域づくりを推進してきました。

今般、この第8期計画期間が終了することから、超高齢社会にある本町の高齢者を取り巻く情勢や課題を踏まえ、「高齢者が笑顔で暮らせる町」をさらに推進するため「色麻町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。



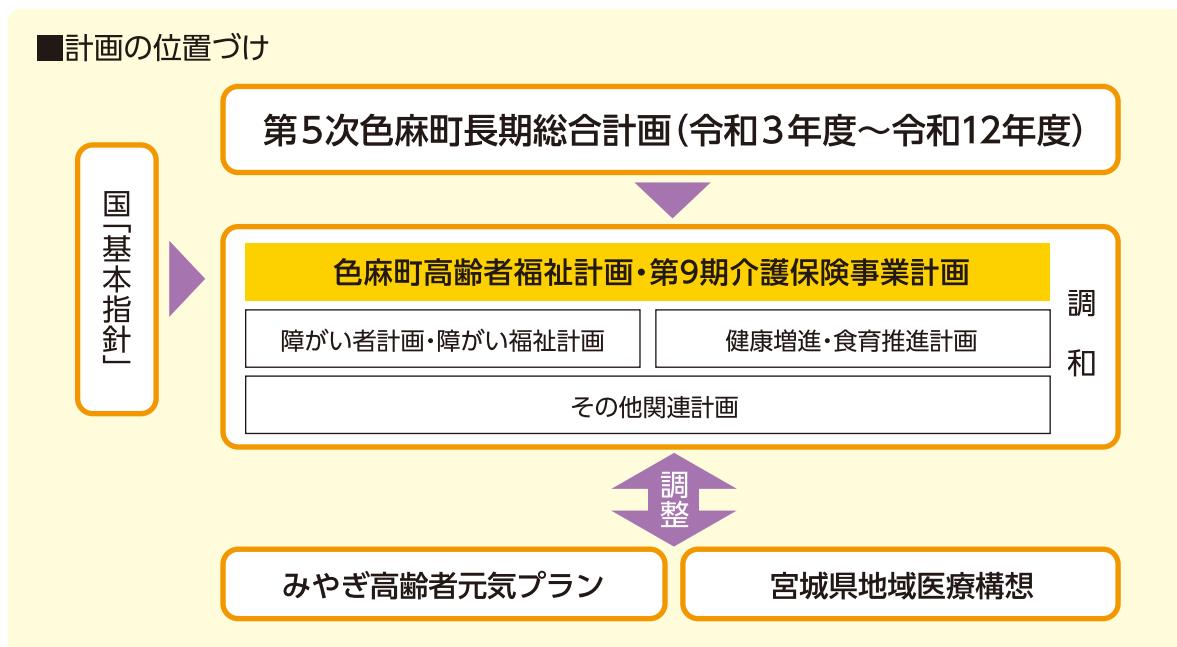
## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、各法の規定及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」とする。)に即して一体的に策定しました。

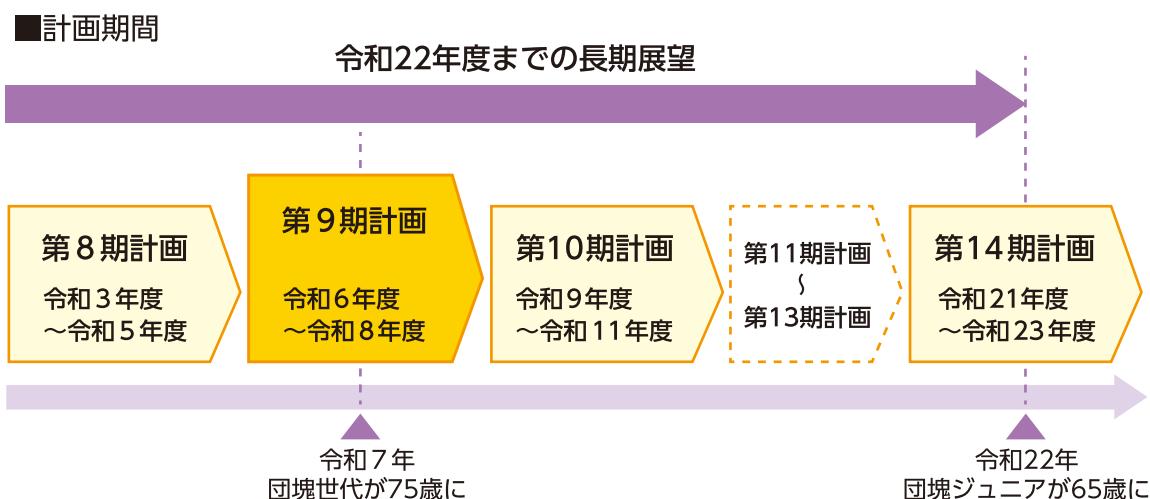
### (2) 関連計画との調和

本計画は、「みやぎ高齢者元気プラン」、「宮城県地域医療構想」等と整合を図り、かつ、本町の最上位計画である「第5次色麻町長期総合計画」の個別分野として具体的な施策を実施するものであり、保健福祉分野をはじめとした関連計画との整合・調和を図り策定しました。



### (3) 計画期間

本計画は、団塊ジュニア世代が高齢期に到達する令和22年度を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



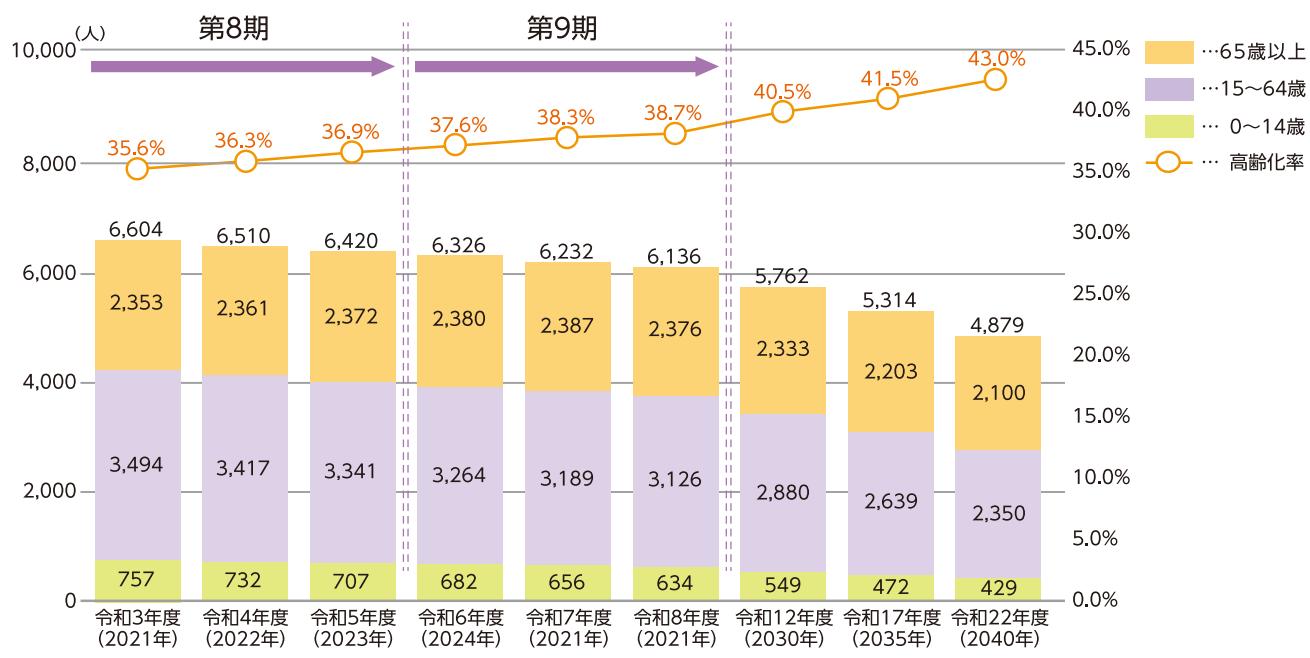


### (1) 人口推移

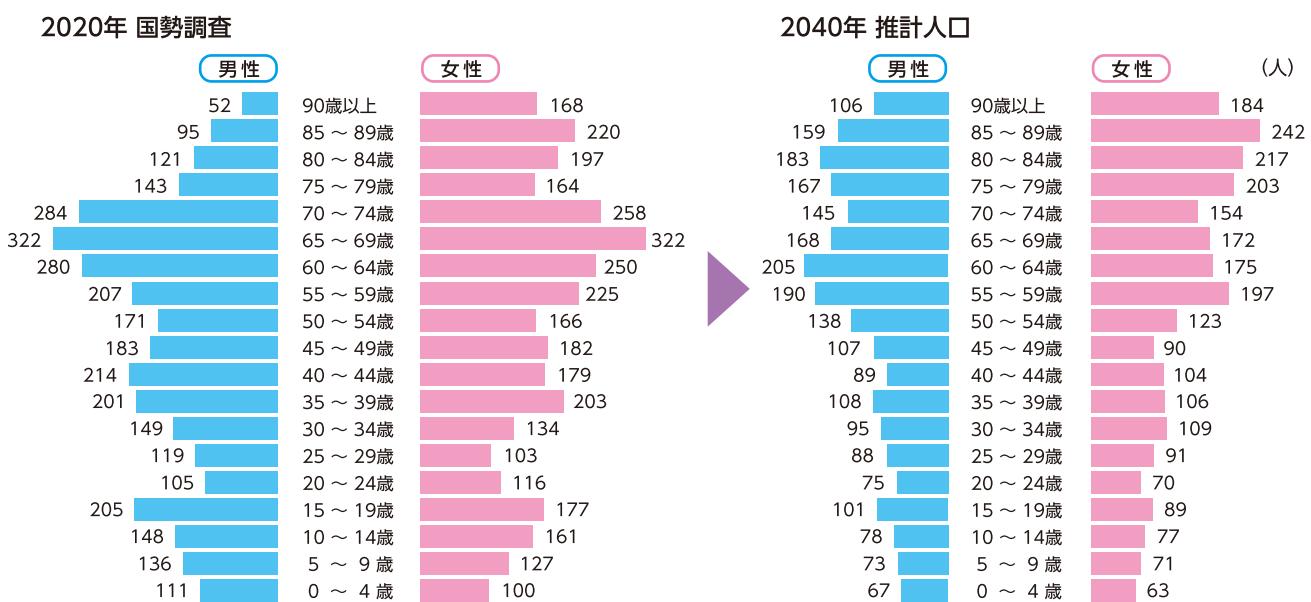
本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和5年では6,420人となっています。今後も、緩やかな減少傾向が続くものと見込まれます。

年齢区分についてみると、いずれの区分も減少傾向で、特に15~64歳の生産年齢人口の減少がやや多いことから総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)が緩やかに上昇し、令和7年度に38.3%と38%台に到達し、さらに長期的にみれば、令和12年度に40.5%、令和22年度には43.0%になるものと見込まれます。

#### ■人口推移



#### ■人口ピラミッド

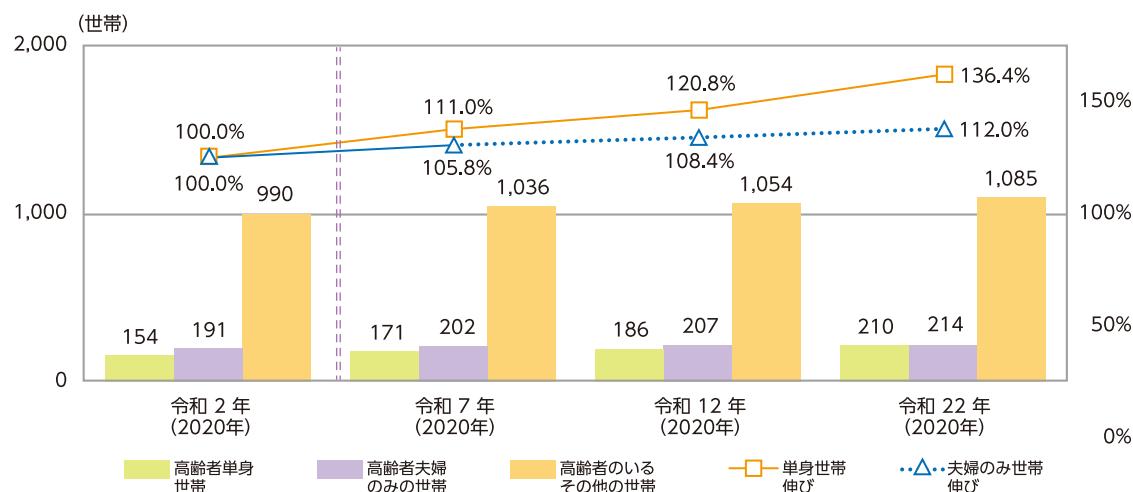


## (2)世帯状況

令和2年国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成31年に発表した「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」における宮城県の世帯類型別の増減率を用いて、世帯数推計を行いました。

本町の「高齢者のいる世帯」について類型別にみると、令和22年には要援護性の高い「高齢者単身世帯」が顕著に増加し210世帯になるものと見込まれます。

### ■高齢者のいる世帯・類型別の推移



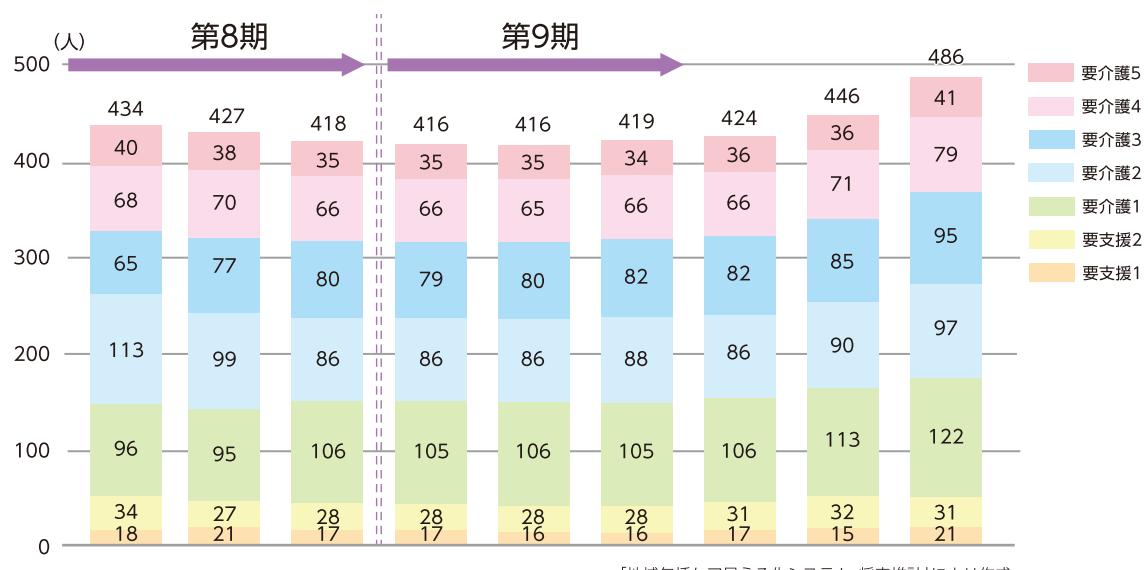
## (3)要介護・要支援認定者の状況

第8期計画期間における認定者数は、令和3年の434人から令和5年の418人へ減少傾向で推移しています。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第9期計画期間中の認定者数は、各年度416～419人で推移するものと見込まれます。

また、さらに長期の推計をすれば、令和12年度は424人ですが、令和22年度には85歳以上の被保険者数が増加することから486人になるものと見込まれます。

### ■要介護・要支援認定者数



### III 計画の基本的な考え方



#### (1) 基本理念

「第5次色麻町長期総合計画」の「将来像1：健やかに生きるチカラ／心身ともに元気で笑顔が絶えない町」を受けるとともに、本町の現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応するため、本計画においても、第8期の基本理念「高齢者が笑顔で暮らせる町」を継続し、これを実現する施策を実施します。

#### (2) 施策体系

基本理念である「高齢者が笑顔で暮らせる町」を実現するため、5つの基本方針に基づき各事業を実施します。

#### 基本理念

#### 高齢者が笑顔で暮らせる町

##### 健康増進と社会参加の推進

- ① 高齢者保健事業の推進
- ② 住民主体の健康づくりの推進
- ③ 生きがいづくりと社会参加の推進

##### 介護予防と推進と自立支援

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
- ② 福祉サービスの提供による生活支援
- ③ 地域福祉活動の推進

##### 支え合いと連携の推進

- ① 地域包括支援センターを中心とした支え合いの推進
- ② 成年後見制度利用促進の充実
- ③ 認知症高齢者などへの支援体制の充実
- ④ 保健・在宅医療・介護による連携の充実

##### 高齢者が住みよいまちづくり

- ① 安全・安心の環境整備
- ② 災害発生時の高齢者支援対策

##### 介護保険事業の安定的な運営

- ① 介護サービスの見込量
- ② 介護保険サービス見込量確保の方策
- ④ 介護保険サービスの質の向上
- ③ 介護保険料の算定

## IV 健康増進と社会参加の推進



高齢者が生涯にわたって、健康を維持し、生き生きとした生活を営むことができるよう、生きがいや健康づくりにつながる社会参加の機会と地域コミュニティの推進を図るとともに、予防や重度化防止を重視した健康づくりを推進します。

### 1 高齢者保健事業の推進

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| 1 健康づくりのための正しい知識の普及・啓発   | 2 生涯を通じた健康づくりの推進 |
| 3 特定健康診査及び後期高齢者健康診査の受診勧奨 | 4 特定保健指導の実施      |
| 5 各種検診の受診勧奨              | 6 こころの健康づくりの推進   |

### 2 住民主体の健康づくりの推進

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1 住民との協働による健康づくりの推進 | 2 健康づくり活動の人材や団体の育成支援 |
|---------------------|----------------------|

### 3 生きがいづくりと社会参加の推進

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 1 各地区ミニデイサービス事業の充実 | 2 生涯学習の充実  |
| 3 高齢者の世代間交流の推進     | 4 高齢者の活躍促進 |
| 5 老人クラブ等への支援       |            |

## V 介護予防の推進と自立支援



介護予防・日常生活支援総合事業や各種福祉サービスを充実するとともに、生活支援コーディネーターと協議体の協力により、介護予防と自立支援につながる生活支援体制の整備を推進します。

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)

- |                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1 生活支援サービス(介護予防・生活支援サービス事業) |                         |
| 2 予防サービス(一般介護予防事業)          | 3 介護予防・生活支援サービスの提供体制の推進 |

### 2 福祉サービスの提供による生活支援

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 1 寝たきり者等紙おむつ補助事業 | 2 ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 |
| 3 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 | 4 高齢者無料入浴サービス事業        |

### 3 地域福祉活動の推進

- |             |                 |              |
|-------------|-----------------|--------------|
| 1 地域福祉意識の高揚 | 2 福祉ボランティア活動の推進 | 3 福祉人材の育成・確保 |
|-------------|-----------------|--------------|

## VI 支え合いと連携の推進

### 1 地域包括支援センターを中心とした支え合いの推進

- 1 地域ケア会議の充実
- 2 地域包括支援センター運営事業
- 3 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- 4 総合相談支援の充実
- 5 地区組織への支援

### 2 成年後見制度利用促進の充実

- 1 成年後見制度利用の促進
- 2 成年後見制度利用支援事業
- 3 日常生活自立支援事業の広報・啓発
- 4 高齢者虐待防止ネットワークの構築

### 3 認知症高齢者などへの支援体制の充実

- 1 認知症についての周知及び認知症カフェ等の開催
- 2 認知症の早期発見・早期対応に関する体制づくり
- 3 標準的な認知症ケアパスの普及
- 4 地域での生活を支える医療・介護サービスの推進
- 5 認知症サポーター養成講座の開催
- 6 認知症高齢者見守り体制の整備
- 7 高齢者徘徊SOSネットワークの推進

### 4 保健・在宅医療・介護による連携の充実

- 1 保健・在宅医療・介護による連携の充実
- 2 在宅医療・介護連携のネットワークの推進
- 3 地域の医療・介護サービス等の情報共有の支援と研修
- 4 地域医療・救急医療体制の充実

## VII 高齢者が住みよいまちづくり

### 1 安全・安心の環境整備

- 1 高齢者の生活しやすい住居環境の整備
- 2 有料老人ホーム等設置状況の把握
- 3 公共施設の安全に配慮した環境整備
- 4 交通手段の確保
- 5 高齢者の安全確保の推進

### 2 災害発生時の高齢者支援対策

- 1 避難行動要支援者登録制度の整備の充実
- 2 地域の防火・防災対策の推進





要介護者のニーズに合った居宅・施設・地域密着型介護サービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスのさらなる質の向上に努めます。

### ○所得段階別保険料

各段階の保険料については、前項の基準額である第5段階(年額79,200円)に各段階の負担割合を乗じて算出しました。また、月額の保険料額は、年額保険料を12で除して算出した額が基本となります。

第1段階 (0.285)	対象者	上段:年額 下段:月平均
第1段階 (0.285)	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	22,500円 1,875円
第2段階 (0.485)	世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超120万円以下	38,400円 3,200円
第3段階 (0.685)	世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入等120万円超	54,200円 4,517円
第4段階 (0.90)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等80万円以下	71,280円 5,940円
第5段階 (1.00)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等80万円超	(基準額) 79,200円 6,600円
第6段階 (1.20)	本人が町民税課税かつ合計所得120万円未満	95,040円 7,920円
第7段階 (1.30)	本人が町民税課税かつ合計所得120万円以上210万円未満	102,960円 8,580円
第8段階 (1.50)	本人が町民税課税かつ合計所得210万円以上320万円未満	118,800円 9,900円
第9段階 (1.70)	本人が町民税課税かつ合計所得320万円以上420万円未満	134,640円 11,220円
第10段階 (1.90)	本人が町民税課税かつ合計所得420万円以上520万円未満	150,480円 12,540円
第11段階 (2.10)	本人が町民税課税かつ合計所得520万円以上620万円未満	166,320円 13,860円
第12段階 (2.30)	本人が町民税課税かつ合計所得620万円以上720万円未満	182,160円 15,180円
第13段階 (2.40)	本人が町民税課税かつ合計所得720万円以上	190,080円 15,840円

※第1段階～第3段階の対基準額割合は、公費による軽減強化後の割合です。

### 色麻町

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
(令和6年度～令和8年度)

発行 令和6年3月 編集 色麻町保健福祉課